

独立監査人の監査報告書

令和5年5月16日

学校法人宮内学園 理事会 御中

英 吉 監 査 法 人

大阪府大阪市

業務執行社員 公認会計士

多田 義計

監査意見

当監査法人は、平成28年3月28日付け私第2407号兵庫県企画県民部長通知に基づく監査報告を行うため、学校法人宮内学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人宮内学園の令和5年3月31日をもって終了する会計年度の経営の実況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、令和4年4月1日付け私第1105号（一部改正）に基づく貸借対照表、収支計算書、その他財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が

必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、組織法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、組織法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該申負を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は虚偽による重要な監査証拠表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から、計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は虚偽により発生する可能性があり、個別又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家として判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は虚偽による重要な監査表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手する。
- ・ 計算書類の監査の計画は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために監査に隣接する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及び適用方法の適切性、並びに理事者によって付与した会計上の見積もりの合理性及び関連する注記欄の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が組織法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、組織法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。組織法人の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外申頂付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は組織法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表記による注記事項が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しているかどうかとともに、隣接する注記申頂を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

学 校 法 人 宮 内 学 園
監 査 報 告 書

令和 5 年 5 月 22 日

学校法人 宮内学園

理事長 宮内マーチ豪 殿

会社所在地 神戸市中央区三宮町 2-5-1
会 社 名 (株)エグゼ
税 理 士 南野 浩司
電 話 078-399-2870

会社所在地 高知市唐人町 1-27
会 社 名 取締役社長 高木 義夫
電 話 088-826-6007

- | | | |
|---------|---------------------|-------------|
| 1、 監査日時 | 令和 5 年 5 月 22 日 (月) | 14 時 00 分より |
| 2、 監査場所 | 当該会議室 | |
| 3、 出席者 | 監 事 南野 浩司 | ・ 高木 義夫 |
| | 立 会 人 宮内 マーチ豪 | |
| | 学校 会計 棕田 陽一 | ・ 池田 知佐子 |

監査の結果

私たちは、私立学校振興助成法第 14 条 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、平成 25 年 5 月 29 日付け日本公認会計士協会学校法人委員会報告等の告知数第 1376 号に基づき、学校法人の令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）の計算書類、すなわち賃金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）について監査を行った。この計算書類の作成責任者は理事長にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は私たちに計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保障を得ることを求めている。

監査は試査を基準として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適応方法並びに理事者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための基礎を得たと判明している。私たちは上記の計算書類が学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人宮内学園の令和 5 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経理状況及び現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。